

平成27年第2回臨時会

◆◆◆◆ 提案された議案は次のように決まりました ◆◆◆◆

※賛否が分かれた議案（網掛けされたもの）に対する議員の態度については、下段で紹介しています。

議案番号	議 案 件 名	議決結果
議 案 第1号	常磐線佐貫駅名改称事業及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例に対する修正案（原案の条文をより正確にするため、細部を修正）	賛成少数で否決
	常磐線佐貫駅名改称事業及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例について	賛成少数で否決

◆◆◆◆ 賛否が分かれた議案に対する議員の態度 ◆◆◆◆

○＝賛成 ×＝反対 欠＝欠席

※賛否の態度が異なる議案（上の表中の網掛けされたもの）を掲載しています。

※議長（寺田議員）は採決に加わりません。

議案 番号	議決 結果	賛否数		議員名及び賛否の別																					
		賛 成	反 対	金 剛 寺	伊 藤	岡 部	石 引	久 米 原	山 宮	深 沢	札 野	福 島	山 崎	後 藤 (光)	滝 沢	坂 本	糸 賀	椎 塚	油 原	大 竹	後 藤 (敦)	寺 田	杉 野	鴻 巣	大 野
議 1 修正	否決	7	14	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○	—	○	×	○
議 1	否決	7	14	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○	—	○	×	○

平成27年第4回定例会

条 例

▼龍ヶ崎市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例について

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づき、市内の工場立地に係る区域並びに敷地面積に対する緑地施設及び環境施設の面積の割合についての規制緩和を行うため、工場立地法第4条第1項の規定により公表された工場立地に関する準則に代えて適用すべき準則を定めるため、本条例を制定するものです。

▼龍ヶ崎市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

コミュニティセンターの利用者の利用状況等を勘案し、月曜日（当該月曜日が祝日の場合は、翌日）及び祝日の翌日を休館日と定めているものを、月曜日及び祝日を休館日とするよう改正を行うものであります。また、公職選挙法第161条第1項の規定によりコミュニティセンター

の使用が認められている個人演説会等の開催について、利用者の誤解が生じないよう、使用許可の制限の規定を整理するものです。

▼龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例について

近年の市内における残土の埋立てに関する事案において、種々の問題が発生していることから、当該問題の解決のため事業主等への規制の強化及び対応の迅速化を図るため、所要の改正を行うものです。

補 正 予 算

▼平成27年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第3号）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8828万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ247億780万4000円とするものです。



質 疑

議案に対して、深沢幸子議員・伊藤悦子議員・金剛寺博議員の3名が質疑を行いました。その一部を掲載します。

◆議案第1号 龍ヶ崎市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例について

議員 今回条例を定める理由、この該当地域と割合の変更点についてお聞きます。

市民生活部長 地域主権改革において、平成24年度から全ての市において工場立地法による権限の一部が移譲されました。企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第7条に基づく地域産業活性化協議会を設置し、同法第5条に基づき作成した基本計画の中で、重点促進区域と示された区域では、自治体が緑地面積率等の緩和措置を条例により定めることができ、当市においても、市内に立地する特定工場のうち、産業集積の形成または産業集積の活性化に関する基本的な計画として作成された

茨城圏央道産業コンプレックス基本計画において定めた重点促進区域で、工場敷地に余裕がない等の理由から、新たな設備投資などに苦慮している特定工場を対象に、工場等の市外流出を防止し、市内での再投資を促進するため、工場立地法に係る緑地面積率等について、市の条例により実効性のある規制緩和を行うものです。

工場立地法の規定では、工場施設の全体面積の中で、緑地面積の敷地面積に対する割合を20%以上、環境施設面積の割合を25%以上設けることと定められており、今回の条例により、重点促進区域内で甲種区域とした都市計画法第8条第1項第1号に規定されている準工業地域では、緑地面積の敷地面積に対する割合を現行の20%以上から10%以上に、環境施設面積の割合を25%以上から15%以上に緩和するものです。乙種区域とした工業専用地域及び市街化調整区域については、緑地面積の敷地面積に対する割合を20%以上から5%以上に、環境施設面積の割合を25%以上から10%以上に緩和するものです。

◆議案第7号 龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及び

たい積の規制に関する条例の一部を改正する条例について

議員 条例の具体的な改正内容についてお聞きたいします。

都市環境部長 主な改正点ですが、適用範囲及び許可基準の見直しです。現行条例では、事業区域の面積が500平方メートル以上となる場合には条例の適用範囲と規定されており、これに該当する事業を行う場合に条例の許可基準が適用となっております。また、条例の規定を廃止し、面積等に関係なく全ての事業を対象とした事業基準を設けております。許可を受けなければならぬ事業区域の面積は、500平方メートル以上から300平方メートル以上に規制を強化するとともに、新たに搬入土量についての基準を追加しました。300平方メートル未満の事業区域であっても搬入土量が300立方メートル以上になる事業については、許可対象としたところ。許可対象としたところ。許可対象としたところ。

◆議案第9号 平成27年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第3号) 議員 (仮称)駅前こども送迎ステーション改修工事の内容及び工事期間、安全対策をお聞かせください。

健康福祉部長 この施設は一時

的な間とはいえ、子どもたちをお預かりする施設でありますので、基本的には児童福祉施設の設備基準に準じた施設として整備してまいります。

具体的には、現状の床、壁、天井及び空調機やトイレなど附帯設備も撤去した上で、張りかえやつけかえをしてまいります。床面積約62平方メートルで、利用者は20人程度で考えております。設備は、子どもたちが自由に過ごせるチャイルドスペースや仕切り付きの授乳スペース、子ども用、大人用トイレ、洗面台のほか、キッチン、給湯設備などを予定しております。また、カーテンや壁紙等是不燃材を使用し、ガラス窓前には手すり柵を設置し、室内の段差を極力なくすなど、子どもたちが安全に待機し、過ごせるよう配慮してまいります。

工事期間は、おおむね4カ月程度、完了は5月中旬から下旬頃を考えております。

工事中の安全対策は、看板等によりまして、施設周辺を利用する歩行者などへの注意喚起、指導などに努めてまいります。

◆◆◆◆提案された議案等は次のように決まりました◆◆◆◆

※賛否が分かれた議案等(網掛けされたもの)に対する議員の態度については、次ページで紹介しています。

議案番号		議 案 件 名	議決結果
議 案	第1号	龍ヶ崎市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例について	賛成多数で可決
	第2号	龍ヶ崎市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について	全員賛成で可決
	第3号	龍ヶ崎市税条例等の一部を改正する条例について	賛成多数で可決